

古木 拓也「大和市にみる地方自治における市民参加」

この論文では、住民自治、それも自治基本条例の制定プロセスに注目しています。地方自治体の住民自治を進めるうえで、自治基本条例は住民自治のいわば「憲法」のような役割ですから、その存在は極めて重要ですが、条例の存在だけでなく、条例をつくるプロセスで住民と議会と市役所が対話し、相互理解を積み上げていったところに、大きな価値があるのでしょう。

古木さんはもともと、B級グルメなどのまちおこし、商業による地域の活性化に関心を持って、いくつかの自治体の取り組みを調べていました。そのうちに、自分の住んでいる自治体（大和市）ではどのようなまちづくりをしているのかに関心が向くようになりました。すると、まちづくりというのは商業的な活性化だけではないことに気づき、住民主体のまちづくり・住民自治はどうなっているのか、深く追究していきました。

幸運なことに、大和市は全国のなかでも自治基本条例を制定した先進的な自治体であることが判明し、結局、自治基本条例の制定プロセスが最終的に論文のテーマになったのです。最初にいただいていた関心とはやや異なる方向になりましたが、回り道をして論文のテーマを探した結果、地元の優れた財産である自治基本条例を見出すことができたのは、古木さんにとって何よりの収穫だったのではないのでしょうか。

ただ、せっかく地元の調査なのですから、多くの関係者が身近にいて、調査には地の利があったはずです。関係者に条例制定時の苦労話やエピソードを聞いて回っても良かったのではないのでしょうか。

条例を制定する際には、多くの人が一丸となって熱くなれたことでしょう。しかし、条例ができた後、その熱い思いをのちの世代に受け継いでいくことは、おそらく簡単なことではないと思います。条例が形骸化せず、住民参加を保障するてこととして機能させ得るかについても、今後考察を深めていってもらえれば嬉しいです。